

11月企画運営委員会次第

日 時 平成24年11月30日(水)14:00～
場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 新企画運営委員への委嘱状の交付について
 - (2) 理事会の概要について(24.11.8)
 - (3) 平成24年度保育制度の充実のための活動ならびに保育所問題対応協力金活動の推進について
 - (4) 保育園利用者相談室研修会の開催について
 - (5) 保育所食育研修会の開催について
 - (6) 保育専門講座Ⅲの開催について
 - (7) 「保育の日前夜祭」について
 - (8) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No 12
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

※12月企画運営委員会は休会です。

※1月企画運営委員会

平成25年1月10日(木)14:30～ 県社会福祉会館第2会議室
新年懇親会(県保育士会との合同開催)

平成25年1月10日(木)17:30～

ホテルキャメロットジャパン 14階「アネックス」

	地区	公私	保育園名	氏名	〒	住所	TEL	FAX	備考
1		私	大原保育園	萩原敬三	259-1132	伊勢原市桜台 1-36-5	0463-93-8925	0463-95-4441	理事長
2	横須賀	私	長井婦人会保育園	宮田丈乃	238-0316	横須賀市長井 2-2-3	046-856-1112	046-856-1112	副理事長
3	横須賀	私	長岡保育園	高木睦子	239-0842	横須賀市長沢 1-25-8	046-848-0147	046-848-0022	理事・予算対策委員長
4	横須賀	私	和順保育園	渡部俊賢	239-0831	横須賀市久里浜 2-19-14	046-835-6556	046-834-9078	理事・広報副委員長 相談室運営委員
5	横須賀	公	森崎保育園	長谷川真由美	238-0023	横須賀市森崎 3-8-1	046-836-6871	046-836-6871	研修副委員長
6	鎌倉	私	オランジェ	富田知敬	247-0051	鎌倉市岩瀬 1304	0467-44-5821	0467-44-5823	理事・総務副委員長 青年部副部長
7	鎌倉	私	こぼとナーサリー	飯野幸江	247-0051	鎌倉市岩瀬 776-2	0467-46-6930	0467-50-0208	予算対策
8	鎌倉	公	大船保育園	鈴木恵子	247-0056	鎌倉市大船 2-10-24	0467-44-6291	0467-44-6291	研修
9	藤沢	私	五反田保育園	伊澤昭治	252-0815	藤沢市石川 646-22	0466-87-8764	0466-87-8756	副理事長・保育園利用者 相談室運営委員長
10	藤沢	公	藤沢保育園	瀬戸富美江	251-0025	藤沢市鶴沼石上 1-11-5	0466-22-6889	0466-22-6852	公立委員長・調査研究
11	茅ヶ崎	私	中海岸保育園	岩澤貞之	253-0055	茅ヶ崎市中海岸 1-2-42	0467-59-1530	0467-55-9525	理事・総務委員長
12	茅ヶ崎	公	小和田保育園	中荃ケイ子	253-0022	茅ヶ崎市松波 1-8-4	0467-82-8571	0467-82-8571	広報副委員長
13	逗子	私	桜山保育園	金子ゆり子	249-0005	逗子市桜山 5-15-2	046-873-7222	046-873-7279	研修
14	逗子	私	双葉保育園	横地みどり	249-0001	逗子市久木 2-7-2	046-871-2793	046-871-5089	食育推進委員長
15	三浦	私	初声保育園	川名克美	238-0115	三浦市初声町高円坊 395-1	046-888-2651	046-888-6742	予算対策副委員長
16	平塚	私	真土すばる保育園	真壁洋道	254-0019	平塚市西真土 3-22-39	0463-53-4141	0463-53-4151	理事・調査研究委員長
17	平塚	私	愛・八幡保育園	永瀬輝美	254-0014	平塚市四之宮 2-14-3	0463-20-2080	0463-20-2084	広報
18	平塚	公	金田保育園	石山みよ子	259-1216	平塚市入野 112-3	0463-31-1523	0463-31-1523	研修
19	小田原	私	山王保育園	都築顕道	250-0003	小田原市東町 1-30-30	0465-34-0380	0465-35-4911	理事・青年部長 調査研究副委員長
20	小田原	公	豊川保育園	山岡壽江	250-0862	小田原市成田 654-5	0465-36-4754	0465-36-4754	研修
21	秦野	私	やまゆり保育園	山本昇	259-1316	秦野市沼代新町 3-42	0463-88-7810	0463-88-3117	理事・広報委員長
22	秦野	公	渋沢保育園	府川宏子	259-1322	秦野市渋沢 2-42-1	0463-87-2414	0463-87-2414	研修
23	南足柄	私	華綾保育園	横山由美子	250-0127	南足柄市大雄町 1058	0465-74-4848	0465-72-2248	調査研究
24	中郡	公	百合が丘保育園	石井由美子	259-0133	中郡二宮町百合が丘 3-63	0463-71-9657	0463-71-9657	広報
25	足柄上郡	私	酒田みずのべ保育園	露木睦	258-0021	足柄上郡開成町吉田島 4198	0465-85-0305	0465-85-0306	調査研究
26	足柄下郡	公	仙石原保育園	土屋あつみ	250-0631	足柄下郡箱根町仙石原 981	0460-84-8386	0460-85-2301	研修
27	厚木	私	岡田保育園	藤田理恵	243-0021	厚木市岡田 1-7-8	046-228-6480	046-229-7248	理事・研修副委員長 相談室運営委員
28	厚木	公	もみじ保育所	成田美奈子	243-0005	厚木市松枝 1-1-3	046-225-2258	046-224-5552	調査研究
29	大和	公	若草保育園	叶秀子	242-0005	大和市西鶴間 8-4-20	046-276-1050	046-273-1114	広報
30	伊勢原	私	林台保育園	高橋仁史	259-1113	伊勢原市栗窪 210-1	0463-93-1007	0463-92-0976	広報
31	海老名	公	柏ヶ谷保育園	萩原小百合	243-0401	海老名市東柏ヶ谷 2-14-6	046-231-0103	046-231-0103	調査研究
32	座間	私	座間保育園	渡邊迪子	252-0024	座間市入谷 5-1803-3	046-251-0355	046-251-0419	調査研究副委員長
33	座間	公	ひばりが丘保育園	石井桂子	252-0003	座間市ひばりが丘 2-58-1	046-254-9338	046-255-6714	研修
34	綾瀬	私	つぼみ保育園	三崎たずゑ	252-1107	綾瀬市深谷中 5-20-48	0467-78-0641	0467-79-2908	理事・研修委員長
35	綾瀬	公	綾南保育園	武藤初美	252-1114	綾瀬市上土棚南 1-4-17	0467-76-0030	0467-76-0072	総務副委員長
36	寒川	私	一之宮愛児園	岡本政江	253-0111	高座郡寒川町一之宮 8-3-1	0467-75-0729	0467-75-3796	広報
37	愛川	公	中津保育園	林綾子	243-0303	愛甲郡愛川町中津 544	046-285-0084	046-286-7986	調査研究
38	保育士会	公	城山乳児園	遠藤文子	250-0045	小田原市城山 2-1-5	0465-34-3227	0465-34-0469	広報
39	保育士会	私	三和保育園	松本美津江	238-0015	横須賀市田戸台 26	046-822-0479	046-822-0471	調査研究
40	保育士会	私	比々多保育園	高橋直子	259-1104	伊勢原市坪ノ内 80-1	0463-93-1390	0463-95-4448	研修
41	顧問	私	上府中保育園	都築融光	250-0215	小田原市千代 694-1	0465-42-1642	0465-42-7720	
42	相談役	私	岩瀬保育園	富田英雄	247-0051	鎌倉市岩瀬 1526	0467-46-2629	0467-46-2882	
43	監事	私	松林保育園	小川晃	253-0012	茅ヶ崎市小和田 1-5-36	0467-52-5560	0467-54-9954	
44	監事	私	ふくざわ保育園	石野美保子	250-0111	南足柄市竹松 636	0465-74-6573	0465-74-7052	

一般社団法人神奈川県保育会理事会次第

日 時 平成24年11月8日(木)14時30分 ~

場 所 県社会福祉会館 1階 第3会議室

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議 題

(1) 議案

ア 運営に関する事項について

(ア) ブロック制に基づく役員選任、事業運営について

・ 3ブロックから4ブロックへ再編成

①湘南・三浦 ②県央 ①県東 ②県南
③西湘 ⇒ ③県央 ④県西

(イ) 保育会、保育士会の会員拡大及び退会に対する対応について

(ウ) 保育会及び保育士会事務局の統合について

(エ) 保育園利用者相談室事業の方向性について

(オ) 研修会の持ち方について

イ 予算に関する事項について

(ア) 平成25年度予算編成の基本的な考え方について

(イ) 会議出席旅費の減額について

(ウ) 会議等における昼食提供の原則廃止について

(2) 報告事項

ア 全国保育研究大会お祝い会の開催について (11/14)

イ 11月企画運営委員会の開会時間の変更について (11/30 14:30→14:00)

ウ 12月企画運営委員会の休会について

エ 県社協賀詞交換会について (1/7)

オ 保育会企画運営委員会・新年懇親会の開催について (1/9→1/10)

カ 平成25年度企画運営委員会開催曜日の変更について (第2水曜→第2木曜)

理 事 会 名 簿

職 名	氏 名	備 考
理事長	萩原敬三	
副理事長	宮田丈乃	
副理事長	伊澤昭治	
理 事	岩澤貞之	
理 事	高木睦子	
理 事	三崎たずる	
理 事	山本昇	
理 事	真壁洋道	
理 事	都築顕道	
理 事	藤田理恵	
理 事	渡部俊賢	
理 事	富田知敬	
監 事	小川晃	
監 事	石野美保子	

神奈川県保育会ブロック別地域割 (案)

ブロック名	合計保育園数	市 郡 名 (保育園数)	理 事	事
県 東	60	横須賀市(31) 鎌倉市(18) 逗子市(5) 三浦市(4) 三浦郡(2)	○宮田 高木 富田	渡部
県 央	84	厚木市(20) 座間市(17) 海老名市(13) 伊勢原市(11) 大和市(9) 綾瀬市(5) 愛甲郡(6) 高座郡(3)	藤田 ◎萩原	三崎
県 南	82	平塚市(31) 藤沢市(29) 茅ヶ崎市(22)	真壁 ○伊澤	岩澤
県 西	73	小田原市(29) 秦野市(19) 南足柄市(5) 足柄下郡(10) 足柄上郡(5) 中郡(5)	都築 山本	
合 計	299			

4

現行のブロック別地域割等

ブロック名	合計保育園数	市	郡	名	(保育園数)	理	事	
湘南・三浦	111	横須賀市(31)	鎌倉市(18)	藤沢市(29)	茅ヶ崎市(22)	逗子市(5)	三浦市(4)	○宮田 高木 渡部 富田 ○伊澤 岩澤
西湘	104	平塚市(31)	小田原市(29)	秦野市(19)	南足柄市(5)	中郡(5)	足柄上郡(5)	真壁 都築 山本
県央	84	厚木市(20)	大和市(9)	伊勢原市(11)	海老名市(13)	座間市(17)	綾瀬市(5)	藤田 ◎萩原 三崎
合計	299	高座郡(3)	愛甲郡(6)					

神奈川県行政機関設置条例に基づく地域割

ブロック名	合計保育園数	市	郡	名	(保育園数)	理	事	
横須賀三浦	60	横須賀市(31)	鎌倉市(18)	逗子市(5)	三浦市(4)	三浦郡(2)	○宮田 高木 渡部 富田	
県央	70	厚木市(20)	大和市(9)	海老名市(13)	座間市(17)	綾瀬市(5)	愛甲郡(6)	藤田 三崎
湘南	120	平塚市(31)	藤沢市(29)	茅ヶ崎市(22)	秦野市(19)	伊勢原市(11)		真壁 ○伊澤 岩澤 山本 ◎萩原
西湘	49	小田原市(29)	南足柄市(5)	足柄上郡(5)	足柄下郡(10)			都築
合計	299							

平成 24 年 11 月吉日

保育園（所）各位

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三
神奈川県保育士会
会長 遠藤 文子

平成 24 年度保育所問題対応協力金について（お願い）

晩秋の候、皆様方におかれましてはご健勝のことと、お喜び申し上げます。

日頃から、県保育会、県保育士会の事業活動につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年は「子ども・子育て関連 3 法」の具体的検討が進みはじめ、その中で私達は保育現場から、全国保育協議会と密接に連携して、子どもの育ちを保障する環境の実現を目指していきたいと考えております。

また、併せて、私たちの目指す「子どもの最善の利益」と、「現場で働く保育士の配置や処遇改善」の実現に向けた取り組みを行い、保育の質の改善と向上に努めてまいります。

子どもの健やかな育成は、「未来への投資」として、国が責任を持って取り組むべきものであり、我々保育関係者は保育所相互に連携を強化しながら、保育現場の立場から、子育てを社会全体で支えることの重要性を広くアピールしていく活動が必要であると考えます。本活動が力強く効果的に推進されるよう、皆様方の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

つきましては、今後とも、保育の質の向上や財源確保等に役立つ積極的な活動を展開してまいりますので、大変恐縮に存じますが、1 園（所）6,000 円以上のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

円滑な保育制度充実の活動のためにも、平成 25 年 1 月 16 日(水)までにご協力いただければ幸いです。

（問合せ先）一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

E-mail : kenho@hoiku-kanagawa.jp

平成24年度

保育所問題
対応協力金の
お願い



「すべての子どもへの 良質な成育環境を保障し、 子どもを大切にする社会」を 保育を中心として実現するために

公的責任のもとにある現行制度の有効性を反映し、
保育の質と量が担保された制度の具現化に向けた保協活動へのご支援をお願い申し上げます

全国保育協議会と都道府県・指定都市保育協議会(保育組織)は、
よりよい子ども・子育て施策の実現に向けて、意見を述べ続けていきます。

皆様からのご協力が、下記の取り組みにつながります。

- 今後、具体的検討が進む「子ども・子育て関連3法」の基本指針等をはじめとする新制度の検討の場などで、子どもの育ちを保障する環境の実現に向けて、保育現場の声を伝えます。
- 保育現場の声を伝える意見表明の場として、国の「子ども・子育て会議」への参画をはかっていきます。
- 会員の皆様が、保育所としての事業継続や、新・幼保連携型認定こども園への移行、小規模保育や家庭的保育など多様な事業の展開により社会の要請に応えていくために、課題を整理し情報発信をはかり組織として支援をしていきます。
- 「子どもの最善の利益」と、「現場で働く保育士の配置や処遇改善」を確保するための取り組みを進めます。

・「子ども・子育て関連3法」の施行に関し、全国保育協議会の取組の主眼は保育の質の改善と向上です。
開所時間中の保育士配置増、保育士の処遇改善などの実現をめざします。また、現時点での制度的矛盾の解消等について対応を図ります。

- 保育の地域格差を助長するような動きを阻止するために対応します。

・平成24年4月の法施行以降、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉施設最低基準)の都道府県への条例委任に向けた動きが本格化するなか、広く児童福祉関係者の共通理解を図り、各地において協働して所管自治体や議会等に対し、適切な保育の運営・経営が図られるための働きかけが進むよう支援します。

・「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とする児童福祉法の理念を守るためにも、子どもの発達保障に地域格差が生じないようなナショナルミニマムの維持・向上に向けた働きかけを継続し、すべての子どもの育ちを保障する環境の実現に向けて取り組みを行います。

- 会員保育所のお声を伺う各種調査等の実施により、根拠に基づいた要望・意見の提示をもって、国民・社会への理解を進めます。

1

子どもの最善の利益を保障するため、さらには保育現場で働く方がたのための保育制度の発展と拡充に取り組みます。

1 国の「子ども・子育て会議」の制度設計における対応

- 公的責任のもとにある現行制度の有効性を反映させ、保育の質と量を確保できる新たな制度の実現のため、子どもの最善の利益を保障するとともに認可保育所にとってよりよいものとなるよう、国の「子ども・子育て会議」への参画をはかるとともに、意見・提言を述べていきます。

《これまでに実施した国の「子ども・子育て会議」への参画要望》（平成24年8月～10月）

法律の施行に関する重要事項を調査審議し、政策決定のプロセスとして位置づけられている、国の「子ども・子育て会議（平成25年4月1日設置予定）」への本会の参画を実現確保すべく、法成立後の8月22日に小宮山洋子厚生労働大臣・少子化対策担当大臣（当時）へ、9月3日には野田佳彦内閣総理大臣へ下記要望書を提出しました。また、10月22日には中塚一宏内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）に、10月30日には三井辨雄厚生労働大臣および石井淳子厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に要望を行いました。

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

全国保育協議会 会長 小川 益丸
全国保育士会 会長 上村 初美

国における「子ども・子育て会議」の委員として、社会福祉法人をはじめとする子育て支援当事者（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）たる本会を、必ず任命していただきたい。

本会は、保育所等の子育て支援事業の運営にあたっている公立や社会福祉法人の会員から組織されており、会員である全国20,700ヶ所の保育所は、子どもの育ちと保護者の子育てへの支援を、重層的に行っています。

したがって、子ども・子育て支援法をはじめとする関連法の具体的施行における各種重要事項の調査審議において、内閣府に設置される子ども・子育て会議に本会が委員として組織されるよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉施設最低基準）の条例委任をはじめとする保育の地域格差への対応

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉施設最低基準）に定められている基準は、わが国が、児童の健康で文化的な生活を保障するために必要な最低限度の基準を定めたものです。児童の健康を守り、その心身の健全な育成を図るためには、子どもの育ちを支える保育所としての環境・空間が少なくともその基準以上にあることが必要不可欠であり、その基本に沿った意見を発信していきます。
- 各自治体における保育所の運営基準が従来の国の水準を下回ることがないよう、広く児童福祉関係者の共通理解を図り、各地において協働して、所管自治体や議会等に対する、適切な条例化が図られるための働きかけを強化していく必要があります。このためには、全国レベルでの取り組みはもとより、各都道府県・指定都市での活動が重要になることから、各地での組織活動の充実に向けた取り組みを進めます。

2

保育の実践の充実 (質の向上、子どもの健康と安全の確保)に 取り組みます。

- 子どもの健やかな育ちを保障するために、またすべての子どもの発達を支援する質の高い保育の実践・提供には、保育者の能力と専門性の向上が継続して望めます。
- また、子育てに不安を感じる家庭への支援も含め、地域社会における子育て拠点として保育所が存在意義を発揮する機能の強化が求められています。
- そのため、利用児童や保護者の要請に応えうる研修の拡充を図ります。
- また、保育環境の充実は、子どもと保育者双方にとって有益です。この実現には、制度的な働きかけが必要です。
- 上記項目への対応のため、全国保育協議会ならびに地方組織において、次のような項目を視点として取り組みを進めてまいります。

1 保育の質向上を図る研修の実施・拡充

- (1) 保育所長の研修体系（平成21年5月、全国保育協議会）に基づいた、施設の長たる役割・機能・責務等の一層の研鑽を図る研修会の実施
- (2) 保育をめぐる時代の要請に基づいた研修の開発

2 職員配置基準や職員処遇の改善

- (1) 職員配置基準の改善
- (2) 障害のある子どもや要支援の子ども等の保育を行うことのできる専門性の高い保育士の育成や、専門知識を持った保育者の継続的な雇用が実現できる運営体制の実現
- (3) 保育士等の安定した雇用を継続することができる処遇改善
- (4) 保育の質向上のため、保育士等が研修を受けることのできる運営体制の確保
- (5) 保育士のキャリアアップ・キャリアパスの仕組みの構築
- (6) 短時間・非常勤保育士の配置に関する一定の制限
- (7) 施設長の資格位置づけと、主任保育士の配置明確化
- (8) 事務職員配置の明確化

3 保育環境の充実、子どもの健康と安全の確保

- (1) 子どもの動作空間、単位空間を保障する面積基準に基づいた最低基準の位置づけ
- (2) 最低基準において、養育のための集団の小規模化・グループ規模の見直しを図る
- (3) 子どもの健康と安心を確保するための看護師配置の明確化

3

保育所の経営基盤強化のための 財源確保等に向けて取り組みます。

- 地域の自主性（地域主権）の観点や財源問題から、今後政府予算の検討において、民間保育所運営費の一般財源化が取り上げられる可能性は否定できません。
- また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉施設最低基準）の都道府県等への条例委任が進められるなかでも、認可保育所の質を維持していくことが必要です。
- 子どもの育ちを支える保育が後退することには、国と地方それぞれの段階で断固たる対応が必要であり、政府や自治体行政はもちろん、広く国民・社会へ向けた活動も実施していきます。
- 「子ども・子育て関連3法」が成立したことによる新たな制度設計においては、財源確保と制度施行は一体不可分であり、恒久財源の確保なきままに制度設計が進められることには断固として容認できない姿勢をとっていきます。
- 新たな制度設計のもとでの十分な運営費（公定価格）の確保を求め、保育の質と量の双方を確保する活動を進めます。
- 一方、認可保育所の経営をめぐる課題として、地域での人口の流動性を考えながら、子ども減少地域における定員割れを差し迫った課題と捉えた施設経営や運営管理に関する検討を進めます。



4

災害対応、被災保育所の復興等に関する 制度的支援の構築に向けた 取り組みを進めます。

- 平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、未曾有の被害となりました。
- その中で、子どもの命を守った保育者の的確な行動が数多く伝えられるとともに、保育所が被災者の避難所等として機能したことも明らかになっています。
- 被災地・被災保育所の復興には、今後も年次にわたって息の長い支援が必要です。
- 一方で、保育所が日常の子育て支援にとどまらず、災害時には社会資源として地域住民の方のセーフティネット的機能を有することが明らかになった今、災害時におけるさらなる制度的支援の準備・構築が急がれます。
- 地震国である日本では、いついかなる災害が発生してもおかしくありません。わが国の子どもの育ちを守る環境としての保育所における災害時の施策強化に向けて、国と地方の双方に向けた取り組みを進めます。



皆様からのご協力は、昨年度、次の

● 平成23年度 保育所問題対応協力金の使途内容

～みなさまからの協力金は、次のように役立てています～

今日の保育をめぐる情勢が大きく動かなかで、全国保育協議会および全国保育士会は「すべての子どもの最善の利益」の保障のために今年度も一層、取り組みを充実していきます。

また、全国の公立・私立の約20,700か所の会員認可保育所、約18万5千人の全国保育士会会員がすすめる保育の充実、働く方々の処遇の改善などにも取り組んでまいります。

会員のみなさま方におかれましては、全国ならびに、都道府県・指定都市等地方における保育施策・予算対策の活動資金となる「保育所問題対応協力金」について、1保育所あたり3,000円以上の協力をお願いしています。

取り組みへのご理解をいただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成23年度は、会員保育所の皆様からのご協力により、**20,323,546円**の保育所問題対応協力金が集まりました（活動費合計は、**19,028,225円**）。

協力金をもとに、「民間保育所運営費の一般財源化反対」、「児童福祉施設最低基準の堅持」、「子ども・子育て新システムの検討における子どもの利益を第一とした新たな制度構築」などに対する働きかけを行うことができました。

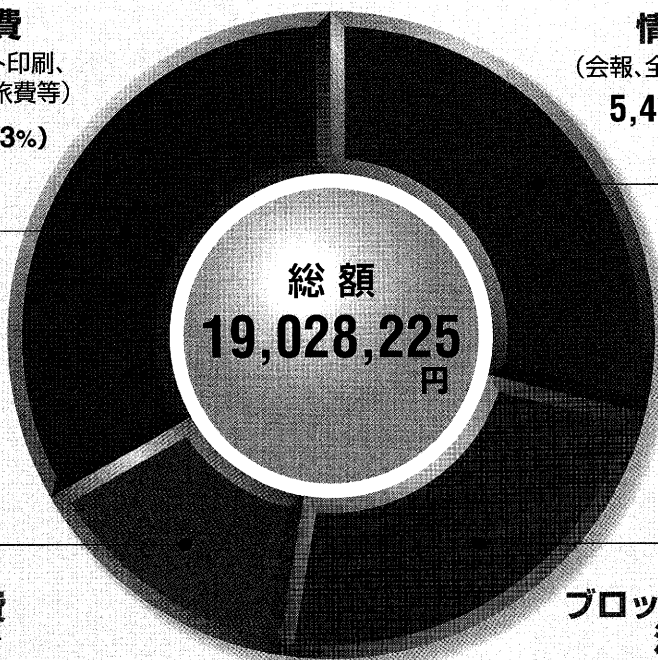
平成23年度「保育所問題対応協力金」の使途

折衝・事務費
 (協力金パンフレット印刷、
 意見書等提出時役員旅費等)
6,336,975円(33%)

情報提供活動
 (会報、全保協ニュースの発行)
5,494,487円(29%)

会議開催費
 (保育施策検討
 特別委員会等の開催)
2,667,934円(14%)

**ブロック保協・保育士会
 活動支援金**
4,528,829円(24%)



ように役立てさせていただきました。

● 使途の具体的内容

情報提供活動

◆会報による情報提供

年12回、1回23,000部発行している会報「ぜんほきょう」に「国の動向」のコーナーを常設し、会員保育所の方々に国の施策や予算等の情報を詳しくタイムリーに提供しています。あわせて全国保育協議会の取り組みの状況もお伝えしています。

◆全保協ニュースによる情報提供

全国保育協議会の協議員や都道府県・指定都市保育協議会の事務局を対象として最新の情報を電子メール等で配信しています。また、会員の方もホームページをとおしてご覧いただくことができます。平成23年度は25回の発行を重ねました。

ブロック予対活動の支援

◆ブロック保育協議会の活動支援

ブロック保育協会および都道府県・指定都市保育協議会の次世代を担う人材養成研修やブロック保育研究大会に対して助成を行っています。また、ブロック保育研究大会に本会役員を派遣し、本会事業や保育制度への取り組み状況等について説明を行っています。

◆保育士会の予算対策活動の支援

全国保育士会における保育制度や保育内容の充実にむけた事業に対し助成を行っています。

会議開催費

◆保育施策検討特別委員会の開催

「子ども・子育て新システム」の検討に参画するなか、全国保育協議会としての意見をとりまとめるため、学識者も含む特別委員会を構成し、各所へ意見書を提出しました。

平成23年度は、3回開催をしています。平成24年度では、3月の法案提出後、さらには法成立後も含め7回の開催により、新制度の課題や会員保育所の支援策について検討を重ね、全国の協議員との意見交換、整理につなげています。

◆保育制度・予算対策委員会の開催

保育所運営費の財源確保や保育所保育の質の向上など、平成25年度にむけた予算要望を取りまとめました。

折衝・事務費

◆要望活動・意見書提出に伴う費用 ※実績については7頁参照

◆交通費

ブロック保育研究大会に出席する旅費や保育制度に関する国や関係機関への働きかけにともなう本会役員の旅費を支出しています。

◆資料印刷費

「保育所問題対応協力金」パンフレットを作成しています。平成23年度は52,000部を作成しました。

意見書・
要望書等
実績報告

みなさまからお寄せいただいた保育所問題対応協力金をもとに、この1年の間に下記のような意見表明・要望活動を行うことができました。ご協力ありがとうございます。

平成23年

5月～	「子ども・子育て新システム検討会議」ワーキングチームにおける数次にわたる意見書提出
4月26日	東日本大震災からの復旧・復興に向けた意見・要望
5月17日	平成24年度保育施策と予算に関する要望書
6月28日	夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育・休日保育事業等の実施に関する要望
8月12日及び8月24日	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任に対する意見
10月1日	『「子ども・子育て新システム」中間とりまとめの内容と全国保育協議会・全国保育士会の考え方』を表明
12月16日	緊急要望「私学助成を継続したままでの制度案に反対」

平成24年

2月7日	要望書『国における「子ども・子育て会議(仮称)」の構成員の主体として、社会福祉法人をはじめとする子育て支援当事者(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)を明確に位置づけていただきたい。』を提出
5月16日	平成25年度保育施策と予算に関する要望書を提出
6月28日	社会福祉施設に対する計画停電の影響の緩和措置に関する要望書を全社協社会福祉施設協議会連絡会として提出
8月～10月	国の「子ども・子育て会議」への参画要望書提出



新制度の給付に私学助成を継続することに反対の要望書を手交
(小宮山厚生労働大臣(当時)、平成23年12月)



国の「子ども・子育て会議」委員任命の要望書を手交
(中塚一宏 内閣府特命担当大臣(少子化対策担当)、平成24年10月)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会・全国保育士会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4F
TEL.03-3581-6503 FAX.03-3581-6509

●全国保育協議会 [ホームページ](http://www.zenhokyo.gr.jp) http://www.zenhokyo.gr.jp [e-mail](mailto:zenhokyo@shakyo.or.jp) zenhokyo@shakyo.or.jp

●全国保育士会 [ホームページ](http://www.z-hoikushikai.com/) http://www.z-hoikushikai.com/ [e-mail](mailto:hoikushikai@shakyo.or.jp) hoikushikai@shakyo.or.jp

次の研修会のご案内をいたしました。まだ席に十分余裕がございます。
年末の何かとお忙しいところとは存じますが、再度、開催要領をご覧いただき、積極的なご参加をお願い申し上げます。参加申込み期限を、12月17日(月)に延長します。

平成24年10月12日

一般社団法人神奈川県保育会
保育園利用者相談室会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

「保育園利用者相談室」研修会の開催について(通知)

仲秋の候、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、保育園利用者相談室は、苦情解決制度により利用者の満足を図りながら、保育の質を向上させるとともに、利用者の信頼度を高める義務も担っておりますが、今般それらの趣旨を踏まえ、別添開催要領により研修会を開催することといたしました。

今回の研修会は、具体的な相談・苦情事例を通して、参加者相互に考察を深め、苦情等への的確な対応策を身につけ、資質の向上に役立つものとなるようワークショップ方式(小グループでの話し合い)により開催いたしますので、積極的にご参加して下さるようお願いいたします。

なお、第1回研修会(7月23日開催)に、ご欠席された保育園におかれましては、是非ご参加くださるようお願いいたします。

(問合せ先 一般社団法人神奈川県保育会事務局)

Tel 045-311-8754

次の研修会のご案内をいたしました。まだ席に十分余裕がございます。
年末の何かとお忙しいところとは存じますが、再度、開催要領をご覧いただき、積極的なご参加をお願い申し上げます。参加申込み期限を、12月17日(月)に延長します。

平成24年10月12日

一般社団法人神奈川県保育会 会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

「保育園利用者相談室」研修会の開催について(通知)

仲秋の候、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、保育園利用者相談室は、苦情解決制度により利用者の満足を図りながら、保育の質を向上させるとともに、利用者の信頼度を高める義務も担っておりますが、今般それらの趣旨を踏まえ、今年度第2回目の研修会を開催することといたしました。

今回の研修会は、具体的な相談・苦情事例を通して、参加者相互に考察を深め、苦情等への的確な対応策を身につけ、資質の向上に役立つものとなるようワークショップ方式(小グループでの話し合い)により開催いたします。

なお、この研修会は、当会相談室会員を対象とした研修会ですが、相談室会員でない保育会会員の方々にも、有料で参加できるようにしましたので、別添開催要領をご覧の上、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

(問合せ先 一般社団法人神奈川県保育会事務局)

Tel 045-311-8754

平成24年度第2回保育園利用者相談室研修会開催要領

1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。

2 開催日時 平成24年12月20日(木)
13時15分から16時30分まで

3 会場 「万国橋会議センター401・402会議室」(4階)
横浜市中区海岸通4-23 Tel 045-212-1034
・みなとみらい線「馬車道」駅6番出口から徒歩4分
・JR・市営地下鉄「関内」「桜木町」駅から徒歩10分

4 研修内容及び助言者

(1) 研修内容 保育所で発生した保護者からの複数の相談・苦情事例をテーマに、参加者それぞれが原因や改善策を考え、グループ討議を踏まえて、その成果を発表する。
その発表内容について、第三者委員の先生が指導・助言を行う。

(2) 助言者 第三者委員

小林 育子 先生	元田園調布学園大学副学長
草光 純二 先生	社会福祉法人幸保園理事長
祖父江照男 先生	神奈川県民生委員児童委員協議会理事
宮田 丈乃 先生	神奈川県保育会副理事長
小川 晃 先生	社会福祉法人松林保育園理事長

(3) タイムスケジュール(予定)

12:45 受付
13:15 主催者挨拶、オリエンテーション
13:30 開会・グループ討議
15:00 休憩
15:10 グループ発表
16:00 総評とまとめ
16:30 閉会

5 対象及び参加費、定員

(1) 対 象

- 相談室会員保育所の園長等管理者及び保育士等……参加費は無料
- 相談室会員でない保育所の園長等管理者及び保育士等……参加費は有料
(1人につき3,000円を徴収いたします。)

・参加費は当日持参か振込(替)をお願いいたします。

<銀行振込> 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三(はぎわら けいぞう)

<郵便振替> 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

(2) 定 員 120名程度

- 6 申込方法 平成24年12月10日(月)までに別紙申込書により、Fax(045-311-1837)にてお申し込みください。

神奈川県保育会事務局 行き

Fax 045-311-1837

相談室研修会参加申込書 (24. 12. 20)

保育園名 _____

Tel _____

参加者職名・氏名

職 名	氏 名

相談室会員でない保育会会員が参加する場合の参加費支払い方法

(いずれかにをつけてください。)

当日持参

銀行振込又は郵便振替

平成 24 年 月 日

保育園園 (所) 長 様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原敬三

保育所食育研修会の開催について (ご案内)

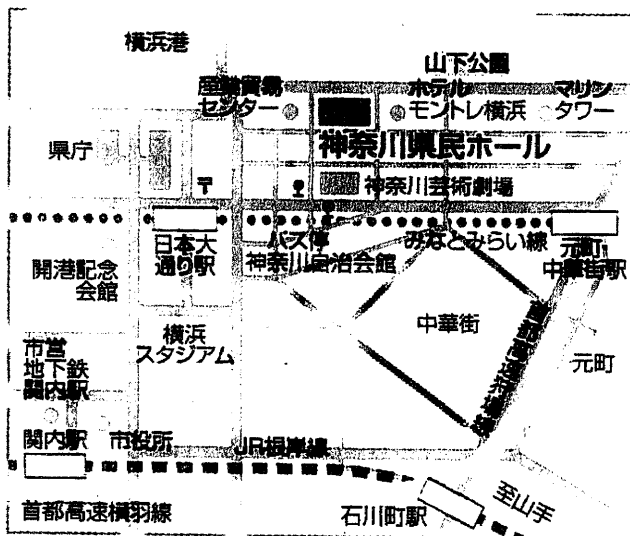
晩秋の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたします。

つきましては、関係職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げ、ご案内いたします。

なお、お手数ですが準備の都合もございましてので1月18日までに別記様式により本会事務局宛にファクス又は郵送で申し込みください。



神奈川県民ホール

〒231-0023 横浜市中区山下町3-1

☎045-662-5901 (代表) FAX045-641-3184

http://www.kanagawa-kenminhall.com

- みなとみらい線=渋谷駅から東横線直通で35分! 横浜駅から56分!
日本大通り駅から徒歩約6分 元町中華街駅から徒歩約12分
- JR=関内駅または石川町から徒歩15分
- 市営地下鉄=関内駅から徒歩15分
- 市営バス=神奈川自治会館下車徒歩2分
横浜駅東口バスターミナル 2番のりば乗車 (所要時間約25分)
桜木町バスターミナル 2番のりば乗車 (所要時間約10分)
※上記のりばから発車するバスはすべて「神奈川自治会館」を通ります。
但し、148系統急行線を除く。
- 県民ホール有料駐車場(84台)もご利用下さい。

別記

1 / 2 8 保育所食育研修会参加申込み

月 日

保育園名			電話	
参加者	職 種	お 名 前		
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込 (替)			

12

平成24年度保育所食育研修会開催要領

1. 目的 保育所における食育の重要性を確認し、子ども一人ひとりが楽しく食べるための支援のあり方を考える機会とする。
 保育者が「食事の重要性」「食べる機能の発達」を学び、手づかみで食べることの大切さ、道具の使い方の発達等を、講義とグループ討議にて学びます。
2. 主催 一般社団法人 神奈川県保育会
3. 日時 平成25年1月28日(月) 午前10時から午後3時30分
 受付9時30分～
4. 会場 神奈川県民ホール大会議室(6階)
 横浜市中区山下町3-1 TEL045-662-5901(代)
5. 対象 保育園に勤務する調理担当者、栄養士、保育士等
6. 定員 150名
7. 参加費 3,000円 (ただし、神奈川県保育会会員外は5,000円)

- (1) 当日会場に持参していただいても結構です。
 (2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
 一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 ^{はぎわらけいぞう} 萩原敬三
 [郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

8. 申込方法 平成25年1月18日(金)までに別記申込書にて Fax 045-311-1837 に申込み下さい
9. 昼食 研修会場に用意します

日 程

研 修 内 容	
9:30	受付開始 開会、主催者あいさつ、オリエンテーション
10:10	講演 咀嚼について (仮題) 「食事の重要性」「食べる機能の発達」 昭和大学歯学部口腔衛生学部准教授 弘中 祥司 氏
12:00	昼食・休憩
13:00	グループ討議・発表
14:30	休憩
14:50	講師からの総括・総評
15:30	閉会

平成 24 年 11 月 26 日

保育園園（所）長 様

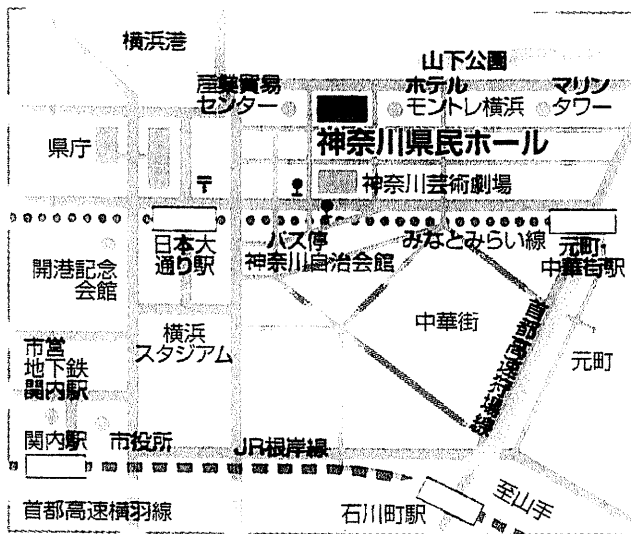
一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

保育専門講座Ⅲの開催について（ご案内）

晩秋の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

子どもや子育て家庭への課題が山積している今、最も身近な専門機関として期待の寄せられている保育所が社会情勢の変化等に的確に対応できるよう、標記研修会を、別添要領のとおり開催いたします。つきましては、皆様のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、お手数ですが、準備の都合もごございますので、2月19日までに参加申込書に記載のうえ、本会事務局宛にファクス又は郵送で申し込みください。



神奈川県民ホール

〒231-0023 横浜市中区山下町3-1
☎045-662-5901(代表) FAX045-641-3184
<http://www.kanagawa-kenminhall.com>

- みなとみらい線=渋谷駅から東横線直通で35分! 横浜駅が56分!
日本大通り駅から徒歩約6分 元町中華街駅から徒歩約12分
- JR=関内駅または石川町から徒歩15分
- 市営地下鉄=関内駅から徒歩15分
- 市営バス=神奈川自治会館下車徒歩2分
横浜駅東口バスターミナル 2番のりば乗車(所要時間約25分)
桜木町バスターミナル 2番のりば乗車(所要時間約10分)
※上記のりばから発車するバスはすべて「神奈川自治会館」を通ります。
但し、148系統急行線を除く。
- 県民ホール有料駐車場(84台)もご利用下さい。

2 / 2 6 保育専門講座Ⅲ 参加申込書

月 日

保育園名		電話	
参加者名		職名	
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込 (替)		

14

平成24年度保育専門講座Ⅲ（管理者向け）開催要領

1. 目的 保育者は変わる時代や環境の中で、子ども達の健全な育成のために、専門性を求められます。保育園の管理者として、身体的・精神的に日々ストレスを感じている若手や中堅・ベテランの保育者の心の健康を受け止め、職場環境の配慮等を考える契機となれるよう研修の機会を設けました。
2. 主催 一般社団法人 神奈川県保育会
3. 日時 平成25年2月26日（火）午後2時 から午後4時まで
受付午後1時30分 ～
4. 会場 神奈川県民ホール 大会議室
横浜市中区山下町3-1 Tel045-662-5901 (代)
5. 対象 神奈川県内の公・私立の保育所に勤務する園長等管理者および準ずる方
130人（予定）
6. 参加費 1,000円（ただし、保育会会員外は3,000円）

(1) 当日会場に持参していただいても結構です。 (2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262 一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわら けいぞう 敬三
[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

7. 申込方法 平成25年2月19日（火）までに別記申込書にて Fax 045-311-1837 に申込み下さい。

8. 日程

	研 修 内 容
14:00 14:10	開 会・主催者あいさつ
15:55 16:00	保育職のためのストレスマネジメント（仮題） —健康な生活継続へのヒント— 淑徳大学総合福祉学部 小川 恵 教授
	閉 会

平成 24 年度「保育の日前夜祭」進行総括表(案)

24. 11. 30(金)午後 5:30～8:00

横浜ベイシエラトンホテル 4 階「浜風」

時刻	内 容	備 考
4:30	準備・会場点検	
5:00	受付開始・胸花 ・プログラム ・会費徴収	
5:30 (5分)	開 会 (司会 岩澤総務委員長) 開会のことば 宮田副理事長 主催者あいさつ 萩原理事長	
5:35 (15分)	花束贈呈 県保育賞 萩原理事長 (保育賞受賞者 1分間スピーチ) 褒章・叙勲 萩原理事長 厚生労働大臣表彰 萩原理事長	
5:50 (20分)	来賓祝辞 (1) 神奈川県厚生常任委員会 横山委員長 (2) 神奈川県社会福祉協議会 鈴木理事 (3) 神奈川県社会福祉婦人懇話会 阿部会長 (4) 神奈川県ゆりの会会長 佐藤会長 来賓紹介(あれば祝電披露) 岩澤総務委員長	※県議会等の状況により、到着が遅れた場合には、2回に分けて行う予定です。
6:10 (35分)	(司会 武藤総務副委員長) アトラクション出演者紹介 武藤総務副委員長 アトラクション 厚木チェリーズ 花束贈呈—出演者退場 宮田副理事長	
6:45 (75分)	乾杯 富田相談役 会食・懇談	
8:00	中締め 都築顧問 閉会	(最大延長 8:15 まで)

※参加者数

受 賞 者	来 賓	一 般 参 加	合 計
6 名	20 名	82 名	108 名

平成24年度各種受賞者名簿

2012.11.30

(敬称略)

区分	所 属	お名前	出欠	備 考	ピンクばら テーブル
1	市立下今泉保育園	かいづか ようこ 貝塚 容子	出	海老名市	A
2	上宮田小羊保育園	くどう みほ 工藤 美保	出	三浦市	A
3	長井婦人会保育園	ねぎし ゆみこ 根岸 由美子	出	横須賀市	A
4	松林保育園 園長	おがわ あきら 小川 晃	出	茅ヶ崎市	A
5	三崎二葉保育園 園長	いくの たかひこ 生野 隆彦	出	三浦市	A
6	双葉保育園 元園長	こいけ カズエ 小池 カズエ	欠	逗子市	
7	市立須賀保育園 園長	すずき あきえ 鈴木 明恵	出	平塚市	A

No.	所属	職名	氏名	赤ばら テーブル	祝辞
1	神奈川県議会厚生常任委員会	委員長	よこやま こういち 横山 幸一	A	○
2	神奈川県社会福祉協議会	理事・事務局長	すずき かずお 鈴木 和夫	B	○
3	神奈川県社会福祉婦人懇話会	会長	あべ あやこ 阿部 絢子	B	○
4	神奈川県ゆりの会	会長	さとう さとこ 佐藤 里子	B	○
5	神奈川県ゆりの会	副会長	そうま めいこ 相馬 ムメ子	B	
6	神奈川県ゆりの会	副会長	うちやま かずこ 内山 和子	B	
7	神奈川県保育士会	会長	えんどう ふみこ 遠藤 文子	B	
8	神奈川県保育士会	副会長	まつもと みつえ 松本 美津江	B	
9	神奈川県保育士会	副会長	たかはし なおこ 高橋 直子	B	
10	鎌倉女子大学 鎌倉女子大学短期大学部	初等教育学科長	さとう やすとみ 佐藤 康富	C	1
11	関東学院大学	人間環境学部人間発達学科・学科長	ほがり たけし 帆苅 猛	C	2
12	相模女子大学	学芸学部子ども教育学科学科長・教授	たけした まさゆき 竹下 昌之	C	3
13	湘北短期大学	保育学科 保育副学科長	のぐち しゅういち 野口 周一	C	4
14	聖セシリア女子短期大学	副学長	わたなべ かつゆき 渡辺 勝之	C	5
15	鶴見大学短期大学部	学部長	うえだ まもる 上田 衛	C	6
16	田園調布学園大学	子ども未来学部 学部長	やすむら きよみ 安村 清美	C	7
17	聖ヶ丘教育福祉専門学校	副校長	ふるさわ のぼる 古澤 昇	C	8
18	横浜こども専門学校	副校長	すぎやま まこと 杉山 誠	C	9
19	横浜女子短期大学	教授	かめや みよこ 亀谷 美代子	C	10
20	横浜創英大学	学長	こじま けんいち 小島 謙一	C	11

横浜ベイシエロンホテル&タワーズ

4階中宴会場 [浜風] 平面図

270㎡(82坪)

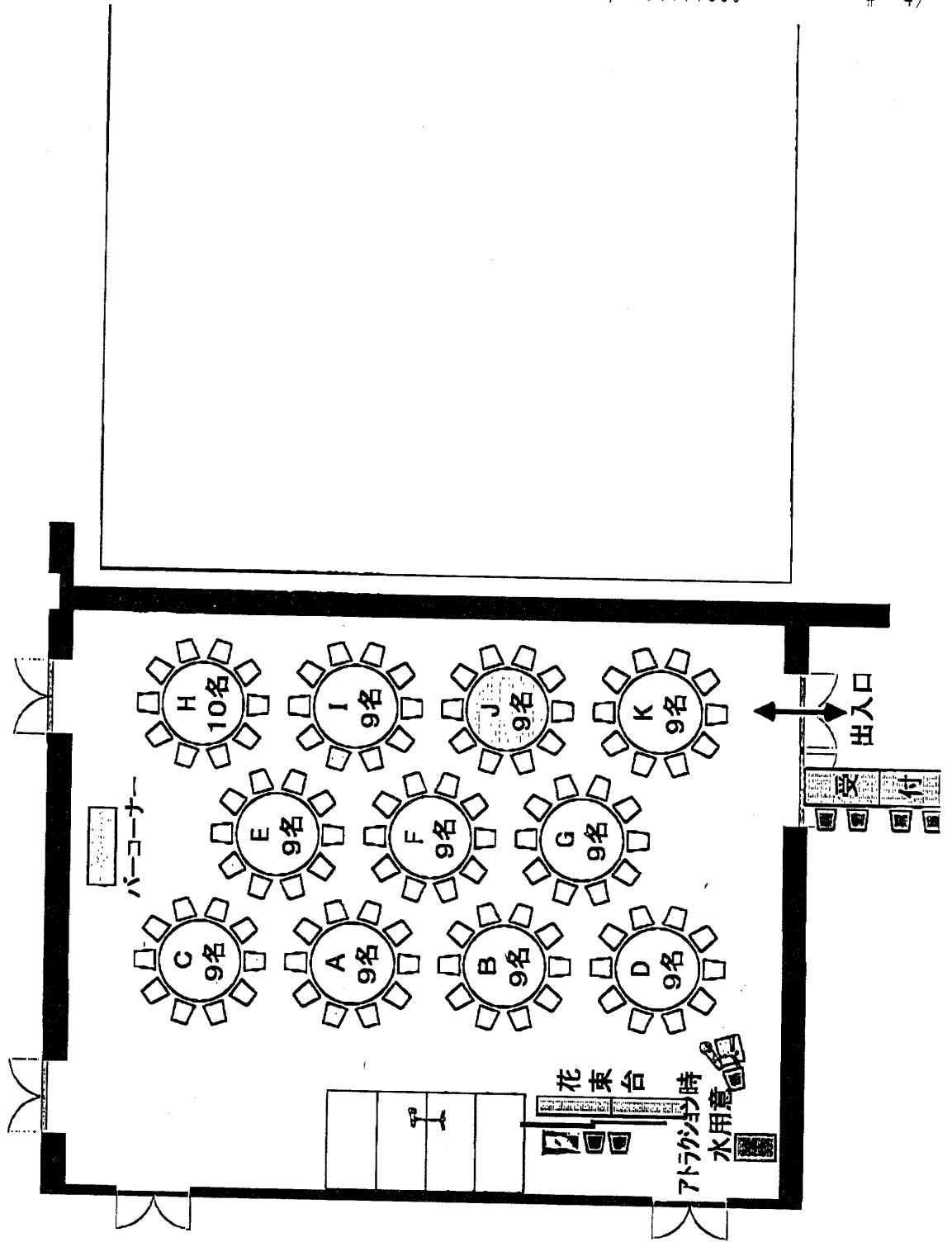
会合名: 第35回保育の日前夜祭 御席

期日: 2012年 11月 30日(金)

時間: 17:30~20:00

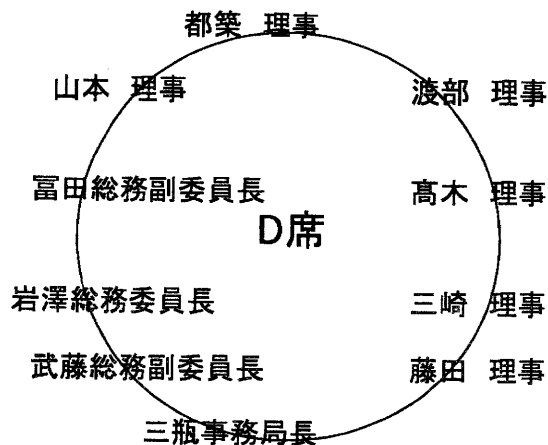
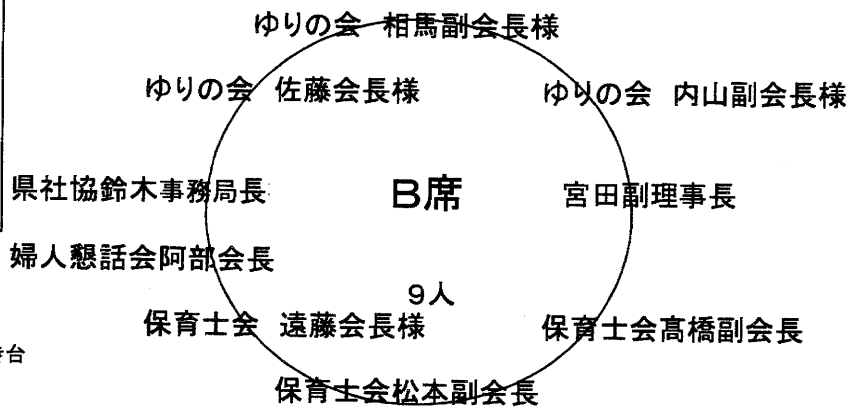
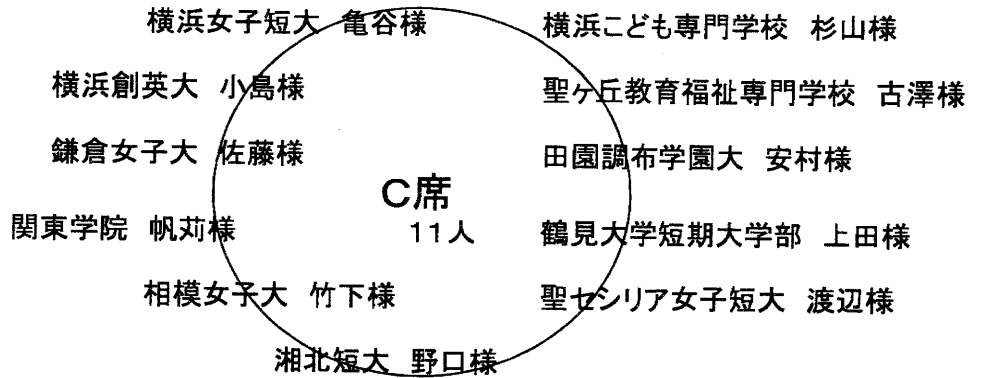
ご人数: 100 名様

11テーブル

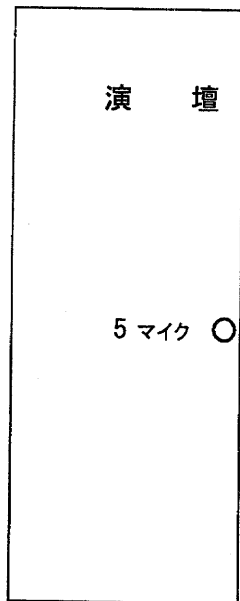


「保育の日前夜祭」のA・B・C・D(指定席)配置図

日時 ・平成24年11月30日(金)
 場所 ・横浜ベイシエラトンホテル&タワーズ
 4階 浜風



看板



花束置き台



司会者席
 岩澤 委員長




「保育の日前夜祭」役割分担(案) (24/11/30)

- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 4階「浜風」
- ・受付 17:00 ・開会 17:30 ・閉会 20:00

役割分担	担当委員		
受付(受賞者・来賓)	(調研委)	3名	都築委員、横山委員、萩原委員
案内(受賞者・来賓)	(保育士会)	3名	遠藤委員、松本委員、高橋委員
受付・案内(一般)	(広報委)	4名	中茎委員、永瀬委員、叶委員、 岡本委員
出演者対応			三崎委員、つぼみ保育園 事務局
記録(カメラ担当)	(広報委)	1名	山本委員
司会進行	(総務委)	1名	岩澤委員
開会のことば			宮田副理事長
主催者あいさつ			萩原理事長
花束、記念品贈呈	県保育賞	(3)	萩原理事長 (花束)
	褒章	(1)	萩原理事長 (〃)
	叙勲	(1)	萩原理事長 (〃)
	厚生労働大臣表彰	(1)	萩原理事長 (〃)
花束等贈呈の介添	(研修委)	3名	藤田委員、長谷川委員 鈴木委員、
アクション司会進行 花束贈呈(出演者)	(総務委)	1名	武藤委員 宮田副理事長
花束贈呈の介添	(研修委)	2名	金子委員、山岡委員
乾杯			富田相談役
中締め			都築顧問
会場確認			事務局

平成24年度 食と歯の健康に係わる講習会 ご案内

- 【趣旨】 現代の食生活をめぐる環境が変化してきている中で、国民に対して生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな生活を育むことができるよう食育が積極的に推進されている。
とりわけ、乳幼児や高齢者等では食べ物による窒息がおきやすく、食べ物を食べやすい大きさにして、よく噛んで食べることが重要であり、食べる機能の発達の面から適切な歯科保健対策を推進し食環境を整備することが求められている。
そこで、歯科においても各種団体職域等と連携して食と歯科のかかわりについて考え、地域住民の歯科保健の推進を図ることを目的として研修会を開催する。
- 【主催】 神奈川県歯科医師会
- 【後援】 神奈川県、神奈川県教育委員会、農林水産省関東農政局横浜地域センター、神奈川県栄養士会、神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会、かながわ健康財団、神奈川県歯科衛生士会、神奈川県保育会、神奈川県保育士会、神奈川県公立幼稚園協会、神奈川県私立幼稚園連合会、神奈川県民間保育園協会
- 【対象】 地域における保健衛生の指導的ないし管理的業務に従事する者（歯科医師、歯科衛生士、保健師、養護教諭、幼稚園教諭、保育園保育士、栄養士、学校給食関係者、PTA保健委員、食生活改善グループ連絡協議会会員等）
- 【日程】 平成25年2月28日(木) 午後1時～5時
- 【場所】 神奈川県歯科保健総合センター（横浜市中区住吉町6-68）
- 【内容】 第39回神奈川県歯科保健賞表彰式
講演「歯科からのメッセージ～赤ちゃんから大人までの歯の健康と食生活～」
(1)食生活がなぜ、どのように歯の健康に結びつくのか
丸森 英史／丸森歯科医院院長、横浜歯科臨床座談会会員
(2)歯科保健指導の現場からのレポート
横浜歯科臨床座談会 会員歯科衛生士（今村 幸恵／今村歯科医院、
世川 晶子／神奈川県立こども医療センター、長谷川 祥恵／タケスエ
歯科医院、関水 景子・丸森 郁美／丸森歯科医院）
- 【参加費】 無料
- 【日歯生涯研修事業】 研修コード2908（食育・栄養）、単位3
- 【申し込み】 裏面の申込書に必要事項を記入の上、平成25年2月14日(木)までにFAXでお申し込み下さい。なお、申込書の提出をもって申し込み完了といたしますので、事前に受講票等の送付はいたしません。
- 【申し込み・問い合わせ先】 社団法人神奈川県歯科医師会事務局（担当 篠原）
TEL045-681-2172 FAX  0120-681-786

平成 24 年度 食と歯の健康に係わる講習会 申込書

(漏れなくご記入の上、平成24年2月14日(木)までにFAXで申し込み下さい)

氏名 (ふりがな)	職 種
()	歯科医師 歯科衛生士 その他 ()
()	歯科医師 歯科衛生士 その他 ()
()	歯科医師 歯科衛生士 その他 ()
()	歯科医師 歯科衛生士 その他 ()
()	歯科医師 歯科衛生士 その他 ()

所属機関・施設 (所在地)	名称： (所在地： _____ 市・町・村 _____ 区)
------------------	-----------------------------------

〔送信先〕 社団法人神奈川県歯科医師会事務局 FAX  0120-681-786

神奈川県歯科医師会館までのご案内

(神奈川県歯科保健総合センター)

- 印：市営地下鉄出入口
- 印：みなとみらい線出入口



新保育所運営基準について

項目	分類	省令の基準	条例の基準	考え方	
その他	生活支援	参	生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ私生活を尊重して行わなければならない。	省令どおり	省令と異なる基準とする必要性は認められない
	自立支援計画	参	母子生活支援施設の長は、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。		
	業務の質の評価等	参	業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。		
	関係機関との連携	参	母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。		

⑤保育所

項目	分類	省令の基準	条例の基準	考え方	
職員配置	嘱託医	従	配置	省令どおり	省令と異なる基準とする必要性は認められない
	保育士	従	0歳児 おおむね3人につき1人以上 1歳以上3歳未満児 おおむね6人につき1人以上 3歳児 おおむね20人につき1人以上 (うち、認定こども園短時間利用児 おおむね35人につき1人以上) 4歳以上児 おおむね30人につき1人以上 (うち、認定こども園短時間利用児 おおむね35人につき1人以上) ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。		
	附則(経過措置)		乳児6人以上入所させる保育所については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。		
	調理員	従	配置(調理業務委託施設を除く)		
設備基準	乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室	従	乳児室: 2歳未満児1人につき、1.65㎡以上 ほふく室: 2歳未満児1人につき、3.3㎡以上 保育室または遊戯室: 2歳以上児1人につき、1.98㎡以上	省令どおり	省令と異なる基準とする必要性は認められない
	屋外遊戯場	参	2歳以上児1人につき、3.3㎡以上		
	医務室	参	2歳未満児受入施設は必置		
	調理室	従	必置		
	便所	参	必置		

項 目	分 類	省令の基準	条例の基準	考え方																		
設備基準	保育室等を2階以上に設ける場合の建物の基準	<p>乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="608 719 1150 1413"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区 分</th> <th>施 設 又 は 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常 用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>遊 戯 用</td> <td>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第335号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 避難上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>常 用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>遊 戯 用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4階以上</td> <td>常 用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td>遊 戯 用</td> <td>建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区 分	施 設 又 は 設 備	2階	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段	遊 戯 用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第335号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 避難上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	3階	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	遊 戯 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	4階以上	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	遊 戯 用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	省令どおり	省令と異なる基準とする必要性は認められない
		階	区 分	施 設 又 は 設 備																		
2階	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段																				
	遊 戯 用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第335号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 避難上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段																				
3階	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段																				
	遊 戯 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段																				
4階以上	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段																				
	遊 戯 用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段																				
	参	<p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>二 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。二において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>																				

項 目	分類	省令の基準	条例の基準	考え方
設備基準	保育室等を2階以上に設ける場合の建物の基準	<p>ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳児又は幼児が出入し、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。</p>	省令どおり	省令と異なる基準とする必要性は認められない
	食事の提供方法の特例	参	<p>次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>1 児童に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>2 当該保育所又は他の施設、保健所、区市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>3 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>4 児童の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、児童の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>5 食を通じた児童の健全育成を図る観点から、児童の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	

項目	分類	省令の基準	条例の基準	考え方
その他	保育時間	参 保育所における保育時間は、一日につき8時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。	省令どおり	省令と異なる基準とする必要性は認められない
	開所時間	規定なし	保育所における開所時間は、1日につき11時間を原則とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定める。 保育所の長は、前項の規定により開所時間を定める場合には、あらかじめ当該保育所の所在地の市町村長と協議しなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。	家庭により児童の保育の開始時間が異なること、フルタイムの保護者を中心に、通勤時間・勤務時間が長い傾向にあることから、開所時間についての規定を加える。
	保育の内容	従 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については規則で定める指針に従う。	地方分権の趣旨に則り、厚生労働大臣が定める指針に従って知事が定める。
	保護者との連絡	参 保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。	省令どおり	省令と異なる基準とする必要性は認められない
	公正な選考	参 就学前保育等推進法第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。		
	利用料	参 児童福祉法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。		